2019.6.1　No.144

漁業経済学会　短　信

【第66回大会の案内】

■開　催

場　所：東京海洋大学品川キャンパス　東京都港区港南4-5-7

事務局：板倉　信明（水産大学校　TEL 083-227-3853）

日　程：2019年6月28日（金）～30日（日）　**（※以下の丸数字は、下図中の棟番号を示す）**

6月28日（金）16:00～17:00　：会計監査（8号館406号室　⑰）

17:00～18:00　：学会賞選考委員会（8 号館 402 号室　⑰）

6月29日（土）　9:30 開場

10:00～12:00　：全国理事会（講義棟大講義室　㉗）

12:00～13:00　：昼食

13:00～17:30　：シンポジウム（講義棟大講義室　㉗）

18:00～20:00　：懇親会（大学会館食堂　㉖）

6月30日（日）　9:00 開場

9:30～11:50　：一般報告（講義棟32、34番教室　㉗）

12:00～13:00　：総会　　（講義棟34番教室　㉗）

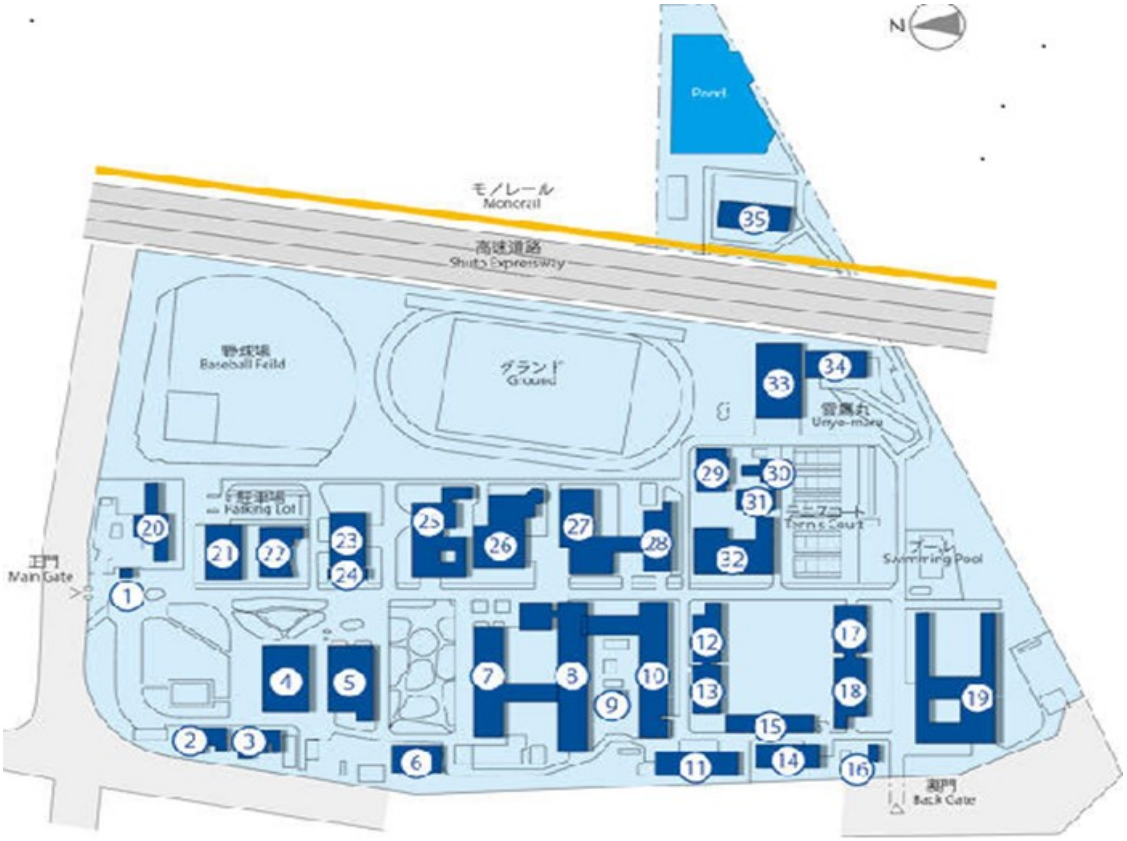

■参加申込方法

当日受付でお支払いください。

大会参加費：2,000円

懇親会費　：4,000円

■学会賞候補者の推薦

学会賞候補者の推薦を募集しています。候補対象者名と理由を記して事務局（板倉信明）までお送り下さい。お送り頂いたものは学会賞選考委員会に提出します。

学会賞選考委員会

委員長：（代表理事）宮沢晴彦

委員　：　古林英一、濱田英嗣、常清秀、玉置泰司、工藤貴史、東村玲子

【シンポジウム・プログラム】

水産業変革の諸相と将来ビジョン　～時代の転換点を迎えて～

コーディネイター：佐野雅昭（鹿児島大学水産学部）

代表理事挨拶：宮沢晴彦（北海道大学）　(13:00～13:05)　※司会担当

報告１．佐野雅昭（鹿児島大学）　(13:05～13:15)

「解題」

報告２．佐野雅昭（鹿児島大学）　(13:15～13:35)

「漁業法改正と漁場利用構造の変化」

報告３．山本尚俊（長崎大学）　(13:35～14:00)

「2018 年卸売市場制度改革の特徴と今後の展望・課題　―卸・仲卸間の関係性に焦点をあてて―」

報告４．廣田将仁（水産研究・教育機構 開発調査センター）　(14:00～14:20)

「水産業におけるテクノロジー導入の可能性とその実態」

休憩　(14:20～14:30)

報告５．佐々木貴文（北海道大学）　(14:30～14:50)

「水産業における労働力構造の変化」

報告６．工藤貴史（東京海洋大学）　(14:50～15:10)

「漁業をとりまく自然と社会　―産業利用の促進と自然保護意識の高まり―」

特別報告　永田　信（一般財団法人 林業経済研究所理事長、東京大学名誉教授）　(15:10～15:30)

「令和の林政改革」

コメント　山下東子（大東文化大学）　(15:30～15:45)

休憩　(15:45～16:00)

総合討論　(16:00～17:30)

シンポ閉会　17:30

【　報告要旨　】

【第１報告】

解題：水産業変革の諸相と将来ビジョン　～時代の転換点を迎えて～

コーディネイター：佐野雅昭（鹿児島大学水産学部）

現在、水産業をとりまく社会環境は大きな変革の時を迎えている。政治的には、長期政権となった第二次安倍内閣が安定的かつ強固な政治体制を構築し、保守的かつ中央集権的な政治運営を進めている。経済的には、第二次安倍政権が大企業を中心とした財界の支持を背景に、「アベノミクス」なる経済成長を主目的とした政策を強力に進めてきた。その特徴は全体を良くすることを優先し、そのために全員が良くなることを諦めた点にある。水産業も成長産業化＝輸出産業化が期待され、重点投資先でもあるが、そのために規制改革の対象ともなっている。
社会的な観点から見た場合、水産業を巡る最大の変化は人口動態によりもたらされるだろう。急速な人口減少と少子高齢化が進み、生産年齢人口比が低下している。具体的には地方での労働力不足、都市部での需要不足が起こり、水産業全体の均衡的縮小が進む可能性がある。技術的には、第４次産業革命とも呼ばれるＩＣＴやＡＩなどの革新的技術の開発が急速に進んでおり、水産業もこうした技術進歩を取り入れていかなければ、生産性においてさらに他産業との格差が拡大してしまうだろう。

現在、このような経済、社会、技術の急激な変化とそれに応じた政策の急転換が社会の各所で見られる。しかし水産業は時代にかかわらず自然環境に大きく依存した産業であり、人間社会の政治・経済の論理や社会・技術の変化とは全く異なる自然の恒常性論理によって生産性や生産量が規定される。これまでも近代的な社会進歩と歩調を合わせるのが難しい水産業であったが、今後そのギャップはさらに拡大するだろう。

このような環境変化の下、水産業内部にも大きな変革や現実的問題が相次いで発生しており、これまでとは不連続な状況が見られる。こうした状況を鑑みれば、日本の水産業は現在大きな転換点を迎えていると考えて良いのではないか。これらはしかし互いに密接に関連しており、相互に規定しながら影響し合うものでもある。変化の各要素を切り取って個別に議論しても、「木を見て森を見ず」となる可能性が高い。問題解決のための局所的対症療法が機能しにくい状況だろう。そこで、全体を俯瞰した理解と総合的な対応が必要となる。その点でも、これまでとは異なる学際的な研究態勢や社会貢献のアプローチが学界にも求められるのではないか。

課題はあまりにも大きい。本シンポジウムでは、まず現代が日本の水産業やその研究において大きな転換点にあることを共通認識とした上で、水産業における現代的変化の諸相を俯瞰し、それらを関連づけながら全体的・総合的なビジョンを描き出したい。あるいはそのための一歩を踏み出したい。そこで、以下の各分野で専門的知見を有する報告者を立て、それぞれの分野における変化の様相、今後の見立て、将来に向けてのビジョンを報告していただくこととなった。１．解題に加え、２．漁業法改正と漁場利用構造の変化、３．卸売市場法改正と生鮮水産物流通の変化、４．水産業におけるテクノロジー導入の可能性とその実態、５、水産業における労働力構造の変化、６．漁業をとりまく自然と社会、沿岸海域における環境問題と水産業の変化、である。それぞれ不確定なことが多く範囲も広大であるが、報告者には自由に見解を述べてもらいたいと考える。また「特別報告」として林業政策における改革の状況をその分野の専門家から報告いただく。さらに水産政策研究の専門家より、こうした水産業全体の大きな変化を総合的にどう捉えているのかについてコメントをいただきたいと考えている。

このような各分野専門家による報告を通じて知見やビジョンを共有化した後、フロアとの質疑を行い、議論を深めていきたい。水産業の転換点やその方向性を見極め、特徴や歴史的性格をこの機会に確認できれば、と考える。多くの参加者と多元的な意見交換を行い、日本水産業の将来展望ビジョンを形成する機会になれば幸いである。日本の水産業の将来を真摯に考える当学会会員多数の積極的な参加を期待している。

【第２報告】

漁業法改正と漁場利用構造の変化

佐野雅昭（鹿児島大学水産学部）

１）漁業法改正の全体像

2018 年 6 月にその全体像が示された水産政策改革だが、その内容が同年 12 月の魚業法改正に反映され、漁業法は骨格から大きく変革されることとなった。この改革の主な内容は以下の通りである。①資源管理の高度化と国際的資源管理の推進、②可能な限り IQ 方式を活用する、③漁船の生産性向上と国際競争力の強化を図る、④収益性の高い経営体を選別し国際競争力の強化を図る、⑤企業参入を円滑にする、⑥輸出促進に向けたインフラの機能向上を図る、⑦多面的機能の発揮を促進する、以上である。①の「資源管理の強化」がクローズアップされることが多いが、それはこの改革の核心ではない。核心は②から⑥に一貫して見られる「成長産業化のための規制緩和」である。

２）新水産政策の理念と課題

今回の改革は、現政権が掲げる「成長戦略」の水産業における貫徹である。その理念は「水産業がグローバル経済の中で経済成長できる競争力のある産業となること」であり、それにより日本の経済社会に貢献することが求められている。そこで漁場を効率的に利用し、経済的果実の成長と最大化を図ることが水産政策の新しいミッションとなったのだ。そのために外部からの投資拡大、資源利用の寡占化、効率漁法や漁船大型化などが容認され、規制緩和が実現されることとなった。

また成長産業化の対象として「海面魚類養殖」が最も適切であると判断された結果、それへの政策資源の集中的投資が確実視されている。規模拡大や新規参入が積極的に進むように行政の権限拡大を認め、新規漁場の開拓と沖合化を積極的に進めていく。また現実に進みつつある担い手の入れ替わりを追認し、それを促進することを意図している。「輸出で稼ぐ企業型養殖」がその先には見えている。

３）予想される漁場利用構造の変化

こうした状況において、報告者が考える沿岸漁業における具体的変化は以下の通りである。①政策上の漁船漁業から養殖業への重心移動、②沿岸域における区画漁業権漁場の拡大（沖合新規漁場の開発）、③養殖業における生業的経営から資本的経営への重心移動、④養殖業における垂直統合型経営のシェア拡大、⑤輸出拡大のためのインフラ投資拡大、⑥特定大産地（大規模経営体）の競争力向上と市場支配力の拡大、寡占化の実現、である。今すぐに何か大きな変化があるというわけではない。また地域ごとにその進行の状況は異なり、画一的な変化がもたらされるわけでもない。地域の社会条件に応じた個別的な変化が徐々に進むのだろう。しかし今、現実に進みつつある漁業構造の変化を加速する要因となることは確実だろう。

４）漁場利用構造の変化がもたらすもの

水産政策改革の特徴や課題を筆者なりに解釈し整理すると以下のようにまとめられる。①水産業の成長を全体的所得の拡大と捉え、その分配までは考慮していない。②従って水産業の担い手が誰であるかも問題としない。③成長の有効なツールとして魚類養殖と海外市場への輸出拡大を重視している。④科学的資源管理を重視するが、それが水産業の成長に直接繋がらないことを理解していない。⑤経済成長の阻害要因になるような漁協や地域共同体に対しては厳しい態度を取る。⑥リスクを低下させて投資を呼びこむための制度や構造を整備していく。このように、純粋に成長戦略に沿った内容となっているのではないだろうか。今後の水産政策はそうした方向で進められることが考えられ、沿岸漁業の現場では「持続」「成長」という理念の対立が先鋭化するのだろう。しかし水産政策改革は、「成長戦略」一辺倒ではなく、公益性にも配慮した多面的、複眼的視野から進められるべきだと考える。「理念の対立」が引き起こすだろう様々な問題を解決しあるいは予防するための政策提言や具体的行動を行うことが求められる。（1557文字）

【第３報告】

2018 年卸売市場制度改革の特徴と今後の展望・課題
―卸・仲卸間の関係性に焦点をあてて―

山本尚俊（長崎大学）

2018 年 6 月、卸売市場法（以下、市場法）及び食品流通改善促進法（流改法）の改正案が国会で可決された（前者は 20 年 6 月施行予定、後者は 18 年 10 月施行済み）。それは、1923 年の市場制度化や 71 年法改正と並び、生鮮食料品流通のエポックとなる政策大転換を内包する。強調すべきは、今般の改革協議が内閣府規制改革推進会議農業 WG 等の提言に端を発し、従前の所管省庁（農水省）主導のそれとは根本的に性格を異にすることである。農業 WG 等提言は、第 10 次卸売市場整備基本方針（基本方針）公表の僅か 9 カ月後に出たもので、両者の関係・連続性は見出し難い。上記提言や以後の協議過程（農林 WG 提言前後まで）で選択肢に含まれていたであろう市場法廃止は、結果的に見送られたが、規定の見直しが既存制度の骨格部分を含む法条項の大幅削減を伴うなど新法（現行法の骨抜き化）と言うべきものとなっているほか、改正法施行後 5 年（2025 年）をめどに予定される再見直し時にさらなる改革（究極は廃止・完全民営化）が進むことも予見される。

流通・取引の多様化や場外流通の攻勢下で、市場流通が後退を強め、原則や規定の随所に綻びを示すなど現行制度維持に限界が生じていたこと事実に異論はない。ただ、今般の改革は市場流通の縮小再編要因や市場機能・信用問題を制度・システムの矛盾や担い手の経営問題等と絡めて精査した上での措置とは言えず、その狙いは市場流通内で増幅・複雑化する問題・矛盾の解消よりも農漁業の成長産業化を前提とした中間流通合理化にある向きが強い。本改革が市場流通の内部問題を如何に解消し、その将来や再編をどう描くかは明示されていない。改革ありきのなし崩し的規制緩和は、卸・仲卸間の関係性など市場のシステム疲労・矛盾を一層増幅させ、対川上・川下にも不可逆的損失を招く危険もあろう。

以上を踏まえ、本報告では改正市場法の要点整理・評価を起点に、特に卸・仲卸間の関係性や経営問題の側面から市場流通の再編・検討課題を考えてみたい。主な内容・構成は次の通り。第 1 に今般の制度改革の特徴・要点を俯瞰・整理する。規制緩和を改革路線とする点は過去 2 度の法改正と共通するまでも、その狙い・内容は大きく異なることを確認したい。第 2 に主な改正点―①開設認可制（開設区域・開設指定）から認定制へ、②市場業者の営業許可規定・部類別指定の削除、③垣根関連の法定削除とルール化要否の市場判断化―を取り上げ、その狙いや含意について検討、また特に卸・仲卸二段階制（二段階制）の綻びが如何なる意味を持つのか補足する。垣根の乗り越えが、既存取引先の争奪を伴い進み、業績不振や財務悪化が市場総体の機能・信用低下を誘発する、つまり市場機能・信用問題にも関わる問題であること等を強調したい。その上で、第 3 に当該綻びが市場業者の経営問題・行動と如何に関係・起因するのか、その実相・含意を事例分析で検討する。ここでは国内最大の集散拠点でかつ場外流通の攻勢下でも取扱縮減が近隣市場に比べ小さい築地（現・豊洲）を取り上げ、卸の現行経営・問題を起点に対仲卸関係を確認する。多様な対応回路の組合せからなる卸の垣根乗り越えが、自身の減収抑止に寄与し得ても、仲卸の顧客争奪や業績悪化を伴えば本業の貸倒リスクを高めると言うジレンマが伴うことなどを指摘したい。以上を概括し、最後に、現制度改革の欠落点・検討課題について述べる。

[付記]　本報告は、地域漁業学会 60 回大会(2018.10.28)での個別報告内容を再構成したもので、JSPS 科研費 基盤(C)(課題番号 18K05848)の助成に基づく検討結果の一部である。

【第４報告】

「水産業におけるテクノロジー導入の可能性とその実態」

廣田将仁（水産研究・教育機構 開発調査センター）

近年、ＩＣＴを活用した生産技術はさまざまな分野で活用されていますが、水産業においても積極的に取り入れられるようになっています。例えば、養殖業においては生産管理を、漁業においては環境と資源情報などをもとにした漁海況・資源予測を、水産加工・流通業においては画像判別などによるさまざまな工程上の判定技術の高度化などがあります。このようなＩＣＴの広がりの背景には、①海外を主として水産物需要がさらに飛躍する可能性があること、②この可能性に将来のＩＣＴ技術産業の伸びしろとしての期待を呼び込んでいること、③この可能性と期待に対して新たなプレーヤーの視線が集まっていることの３つがあります。

最近は、鉄鋼、機械、さらには鉄道など、これまでは水産業に縁遠かった業界の方々が水産業へ参入する事例をよく見るようになりました。ＩＣＴの水産業への広がりは、ＩＣＴ・ＩｏＴなど新しい通信技術とＡＩが結びついたものが、水産業への新しい参入者に伴われて投資対象である水産への門を叩いているということなのでしょう。この新しい水産業の躍動のキーワードは、収益性と成長性、すなわち高い生産性であり、最近の言葉で言えば、成長産業化にほかなりません。

特に魚類養殖において、国内へ視線を向ければ、人工種苗や育種化への動きが活発となっているブリ養殖や、西日本地域でのサーモン養殖など、需要の可能性のより大きいものがＩＣＴの当面の旗手になることは自然なことでしょう。その理由としては、生産効率をよりよく高め、さらに高い収益性を実現しやすいこと。言葉を変えると、より大きな投資と参入を呼び込みやすいということになります。ＩＣＴの今後の展開では、より良い生産効率と収益性、その見込みと潜在性が大きな前提であり基本となると考えられます。他方、例えばノリ養殖や二枚貝の養殖などでは、環境リスク管理に関するニーズが強く、いかに危険を回避するかかということがテーマになることから環境モニタリングのＩＣＴ・ＩｏＴ活用が先んじて行われるようになっています。

漁船漁業については、e-reporting など資源評価のためのデータ採集システムの構築を動機として試験研究サイドからのアプローチが先行しています。ここでは資源や海洋情報を漁業者にインセンティブにして操業の効率化を図ろうという考え方が多いようです。しかし、流通サイドの情報ニーズとの乖離があり、ビジネスとして活用されるには、なお調整を繰り返していく必要があると言えるでしょう。

今後は、より高度に、現場の多様性により良くカスタマイズされた形で技術が進展するものと思われます。しかし、例えば、成長が遅く、給餌効率の良くない魚種や、漁船漁業においても組織調整力の弱い地域での小規模漁業は力を発揮しにくいでしょう。これはＩＣＴ・ＩｏＴだけでは解決できない課題であるとも言えます。

あくまで道具としてのＩｏＴ

ＩＣＴ・ＩｏＴ導入については、一般的には高い生産性をより良く実現するための道具です。しかし、ＩＣＴが実現しようとする高い生産性とは、本来は生産管理から販売管理を連動して、全体的な経営改善をはかることによって達成されるものでなければなりません。

生産と販売の有機的な連動性がないこと、新しいテクノロジーの導入ありきでマネジメントとしての構想のなかにシステムの明確な位置付けがない場合は本来の成果を十分に満たさないでしょう。

ＩＣＴに期待したいことは、あくまで「道具」であること。経営管理上の明確な目的を持ち、異なる領域の事業や業務の双方向につなぐ役割を果たすための道具であること。そしてその上で経営判断のため、ないしは計画性を追求するための道具であり、人間の判断のサポートであることが正しいＩＣＴの使いかということになるでしょう。

【第５報告】

水産業における労働力構造の変化

佐々木 貴文（北海道大学大学院水産科学研究院）

水産業では、「労働力不足」が顕在化するなか、外国人労働力への依存を深めるというかたちで労働力構造が変化してきている。新たな在留資格の創出などで政府もそれを後押しする。しかし労働力不足といっても、漁船漁業、養殖業、水産加工業の各分野でそれぞれ異なる景色が広がっている。漁船漁業でも、沿岸漁業と沖合・遠洋漁業では異なる。ただおおむね共通しているのは、労働力の確保が困難となるなかで、制度上導入が可能な場合、外国人労働力への依存を拡大しているという現実であろう。

外国人労働力への依存も、要因としては様々で、①域内で日本人労働力が不足していることによる導入、②日本人を確保できる水準の賃金を支払うことができないことによる導入、③漁場国への入域条件となっているためによる導入の３つに大別できる。③は遠洋漁業（海外まき網漁業等）に限られているが、①②は、漁船漁業、養殖業、水産加工業のいずれの分野でもみられる。ただ①②のケースであっても、少子化、高齢化、過疎化、賃金水準などに地域差があり、経営状態や経営者の経営理念にも左右されるため分野ごとで一様ではない。

本報告では、労働力構造の変化を把握するため、かかる濃淡のある水産業における労働力不足について、まず漁船漁業、養殖業、水産加工業のそれぞれの現状について一瞥する。そしてそのうえで、労働力問題の解決が喫緊の課題となっている沖合漁業に注目し、水産政策や労働政策の視点から現状を考察するとともに、教育政策や他産業（商船分野）との関係などのマクロ環境を意識した分析を試みる。沖合漁業分野は、今般の「漁業法」改定論議でも、漁船の大型化容認を含む規制緩和の対象とされ、「成長」への期待が示された分野である。本報告は、労働面からの分析でこうした新しい政策や議論に、わずかであろうとも有益な知見を提供することを目的としている。

現今の沖合漁業では、海技士不足が深刻化している。漁船と商船は同じ資格者を必要とすることから、賃金や労働環境の良好な商船分野に海技士資格保持者が偏りやすくなっている。一般部員も全体的には不足状態にあるものの、賃金水準の高い漁業とそうでない漁業とではやや傾向が異なる。後者のカツオ一本釣り漁業などは、日本人を確保しにくいだけでなく、賃金上昇が続いている外国人技能実習生の雇用も容易ではなくなっている。人件費負担を抑制することも当初の導入目的であった外国人労働力であるが、現在では彼らの人件費が事業継続のリスクとなっているのである。漁船漁業にも新たな在留資格「特定技能」が導入されることが予定されているが、彼らの賃金は月額20万円水準となることが想定されており、一本釣り漁業以外にも、この賃金水準に起因して日本人だけでなく外国人の確保さえ困難な経営体がでてくる可能性もある。

ただ、外国人依存しか事業継続の道がない状態はすべての漁船漁業でみられる傾向であり、賃金水準の問題以前に、そもそも外国人依存自体が大きなリスクを抱えた状態であることを意味している。一定の水準の賃金を提示しても危険で労働環境の良好ではない漁船漁業は日本人の確保が容易ではなく、また海技士確保の面で商船分野と人材争奪戦に敗れている現状がある。「成長」への期待をかけるのであれば、日本人海技士の確保を含む安定的な労働力の確保は大前提であろう。

その際、漁船の労働環境や雇用条件の改善は避けて通れない。「船員法」の見直しも見据えた議論が必要となる。それだけではない。漁業分野を取り巻くマクロ環境への目配りも不可欠となる。現在の日本は、学歴と雇用形態、就労地域を主因とした労働者の階層化が進んでおり、漁業分野が有効な人材確保策を展開するためにはそれらの現状把握が欠かせない。漁業分野だけを切り取って、「成長」を目指す施策が計画・展開できるのかも含め、現状を慎重に検討する必要があるだろう。（1597文字）

【第６報告】

漁業をとりまく自然と社会
－産業利用の促進と自然保護意識の高まり－

工藤貴史（東京海洋大学）

１）沿岸域利用の歴史的変遷と漁業への影響

漁業は、水産資源の量的質的変化を規定している自然環境条件によって制約的な影響を受ける。また漁場となる沿岸海域は公共用物としての社会的性格を有しており、戦後から今日にかけて防災、経済発展、親水機能、環境保全と、その時代の社会の欲求を満たすべく開発・利用がなされてきた。このような人為的な環境改変（浚渫・埋立・排水等）は、沿岸域の生物生産力・生物多様性、そしてその反映としての漁業生産に多大かつ多様な影響を及ぼしてきた。

本報告は、漁業・漁場を取り巻く自然と社会の今日的状況と漁場利用の諸問題を明らかにし、水産業の公益的機能が維持されるための課題について考察することを目的としている。

２）近年における沿岸域利用の新動向と自然に対する価値認識の変化

近年は、公共事業の縮減もあって無秩序な乱開発には歯止めがかかったといえよう。とはいえ、沿岸域の空間・資源をめぐる他の人間活動との競合問題が生じており、さらに環境保全活動や自然保護運動の活発化も相まって、漁業による漁場利用・資源利用に多様な影響を及ぼしている。

沿岸域利用の新たな動きとしては、産業利用を促進する動きが活発化していることが挙げられる。2018 年 6 月に策定された第３期海洋基本計画においては、「海洋の主要施策の基本的な方針」の筆頭に「海洋の産業利用の促進」が挙げられている。また、2018 年 12 月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）が公布された。現在、国が促進区域を選定する作業を行なっており、2019 年末までには決定される見込みである。

また自然に対する価値認識の変化としては、生物多様性や生態系サービス（NCP）といった科学的認識の一般化（保護運動の活性化）と規範化（国際的な政策展開）が挙げられる。具体的には、ワシントン条約締結国会議における漁業対象魚種の附属書への掲載提案の活発化、反捕鯨運動やサメ保護運動の活発化と政策対応（サメ類の保存管理のための国際行動計画）、生物多様性条約(2010 年 CBD-COP10)および持続可能な開発目標（2015 年 SDGs14)に基づく沖合域における海洋保護区の設定等が挙げられる。

３）漁場利用の低下と「水産政策の改革」の問題点

漁業による漁場利用は、産業利用と自然保護の両面から新たな制約的な影響を受けつつあるが、その動きは漁業による漁場利用の縮小そして「水産政策の改革」によってさらに加速していく可能性があるといわざるをえない。

現在、漁業者の減少に伴い、共同漁業権漁場においては漁場の総合的利用＝水産物の安定供給といった側面から見て「過少利用」ともいえる状況が生じており、今後は利用されない漁場も出現するであろう。そして「水産政策の改革」では共同漁業権漁場を利用する零細な沿岸漁業を対象とした政策対応は見られず、利用が少なくなった沿岸漁場において輸出産業としての養殖業を振興していこうとしていることが読み取れる。

このように漁業による漁場利用の低下によって国民へ水産物供給といった公益的機能が希薄化し、また水産政策の改革によって漁場利用において公益性よりも経済性（成長産業）が優先されるようになれば、漁業以外の成長産業による利用や他の公益的な利用（電力供給等）が海面利用において優先されるべきといった意見が強まっていくことが避けられないのではないかと考えられる。

４）今後の課題

今後も水産業が国民への水産物の安定供給や地域社会の維持という公益的機能を果たしていくためには、漁場の生物生産力・生物多様性が維持され、安定的な漁場利用が確保されなければならない。こうしたことを改めて社会の共通認識にしていかなければならないところに、日本水産業そして日本社会の危機的状況があると考えられる。

【特別報告】

令和の林政改革

永田　信（一般財団法人 林業経済研究所理事長、東京大学名誉教授）

最近の林野政策は「森林・林業の成長産業化」の旗印のもとに行われて来た。具体的には「森林管理経営法」（平成30年法律第35号）が平成31年4月1日に施行され、財政的には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）に基づく森林環境譲与税が本年度より市町村を中心に譲与されることになっている。これらは民有林、なかんずく私有林に「新たな森林管理システム」を樹立しようとする政策と言えるが、本年度になって「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が国会で可決された。これは民有林における政策に国有林も協力しようとする政策ということができる。これらの政策は、大筋としては令和の時代に実施されるものであり、「令和の林政改革」と名付けることができる。

こうした政策の背景として、1）林業の基盤である森林の所有形態（国有林が全森林の3割、私有林が6割、そして地方公共団体有林が1割を占めていること、私有林では零細錯綜した所有であること）、2）戦後の林業の変遷（高度成長期にスギやヒノキの造林が進んだこと、その後外材輸入が進み2000年には自給率が18%となったが、造林した森林が収穫可能になったこともあり、国産材生産が増大して自給率は36%まで回復して来たこと）を振り返る。

次に「森林管理経営法」が目指す「新たな森林管理システム」がどのようなものかを述べる。森林所有者の経営管理委託の意向を調査し、市町村への森林経営管理委託を進め、林業経営に適する森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に不適な森林の経営管理は市町村が行うとしている。このように「新たな森林管理システム」においては、市町村の果たす役割が大きい。財政的に市町村を支えるためもあり、「森林環境税」を財源に「森林環境譲与税」を市町村に譲与（更に市町村を支えるために都道府県にも譲与）するというのが「森林環境税及び森林環境譲与税」である。

「国有林管理経営法の改正」では、上述の意欲と能力のある林業経営者を育成するため、安定的な事業量の確保できるように、国有林から長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給するというものである。農林水産大臣は、林業経営者に、一定期間、安定的に、樹木採取区に生育している樹木を採取する権利（樹木採取権）を設定することができる。樹木採取権は物権とみなす。樹木採取権の存続期間は50年以内とする。

こうした一連の政策の発想のもとになったと考えられるのが森林所有者が規模拡大に積極的でなく、素材生産業者が規模拡大に積極的であるという報告である。林政審議会でも「新たな森林管理システム」の説明にこの報告は用いられたが、この説明では「長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない」との評価であり、素材生産業者を林業経営者とみなして一連の政策が行われて来ている。これの妥当性について述べることで、一連の政策に対する評価としたい。

【一般報告プログラム】

各報告では、口頭発表 20 分、質疑応答 5 分
報告者の方々は、レジュメなど配付資料を６０部ご用意ください。

【第１会場】講義棟 32 番教室

第１報告： 9：30～ 9：55

林東薫（長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科）、亀田和彦・山本尚俊（長崎大学）

韓国による対日海苔輸出に見られる流通取引の変化と特徴

第２報告： 9：55～10：20

中山洋輔（水産庁管理調整課）、樋渡公愛（水産庁研究指導課）

釣り施策の意義と課題

第３報告：10：20～10：45

東村玲子（福井県立大学）

新しい漁業法の下での漁業管理　ーズワイガニ 2018 年漁期の異変ー

（休憩　10:45～11:00）

第４報告：11：00～11：25

漁業者とのワークショップを通じた問題同定　ー新規就業者の定着を例としてー

竹村紫苑[1]・牧野光琢[2]・神山龍太郎[1]・杉本あおい[1]・半沢祐大[1]

([1] 水産研究・教育機構中央水産研究所、[2] 東京大学大気海洋研究所)

第５報告：11：25～11：50

鈴木　康夫（東北福祉大学）、辻　雅司（東京海洋大学）

水産加工業における外国人労働力の活用の現状と課題　　ー東日本大震災地区の復旧との関連を見るー

【第２会場】講義棟 34 番教室

第１報告： 9：30～ 9：55

彭瑋（鳥取大学連合農学研究院）、伊藤　康宏(島根大学)

1920～30 年代における中国「関東州」水産業の変容

第２報告： 9：55～10：20

楊峻懿（京都大学大学院博士後期課程）

20 世紀前半の中国における水産教育の嚆矢と東アジア

第３報告：10：20～10：45

植田展大（農林中金総合研究所）

戦間期の都市における消費の変化と水産団体による販売斡旋事業の展開

ー北海道水産会東京出張所活動を中心にー

(休憩　10:45～11:00)

第４報告：11：00～11：25

小岩　信竹（東京海洋大学・名誉教授）

水産物公定価格制度の展開と戦後初期の統制違反事件　ー八戸魚市場の事例ー

【会計担当からの連絡】

会計担当から会員の皆様に2点ほど連絡事項があります。一つは、前号の短信でもお知らせした通り、今年度から大会参加の事前申し込み制を廃止します。大会参加者は、当日会場にて参加費、懇親会費を納入してください。もう一つは、会費請求についてです。これまで4月に発行する短信とともに会費請求をさせていただいておりましたが、2019度からは会員管理・会計業務を笹氣出版印刷株式会社に委託することとなり、本年7月頃に会費請求をさせていただく予定です。ご理解のほどよろしくお願いします。

【投稿論文の募集】

現在、漁業経済研究64巻1号に掲載する論文等を募集しています。投稿締め切り日は 2019 年 7 月 19 日（金）とします。投稿資格はすべての会員にあります。沢山の投稿をお待ちしております。投稿を希望する場合、必ず「投稿規定」と「執筆要領」をよく読み、それに従って執筆してください。以下の URL に記載されている投稿規定を参照してください。

http://www.gyokei.sakura.ne.jp/contribution/contribution.htm

また投稿の際には、漁業経済研究に記載されている「送り状」をコピーして、必要事項を記入して添付して送付してください。提出方法につきましては、上記 URL に記載されていますが、詳細については次号の短信でお知らせいたします。

【編集後記】

今期の大会は例年より約1ヶ月遅い時期での開催となりました。会員各位にはこれまでにないご面倒を掛けたやもしれません。その分、シンポジウム及び一般報告での活発な議論が行われ、充実した大会になることを祈っております。

多くの会員が参加されることを期待します。（板倉信明）。

学会短信　No.144

2019.6.1

漁業経済学会事務局（総務：板倉信明）
〒759-6597 山口県下関市永田本町2-7-1
水産大学校内
（国立研究開発法人水産研究・教育機構：略称：水産機構）
TEL：083-227-3853、FAX 083-286-7431
e-mail fishecono@gmail.com

（ メモ欄 ）